

枚方市物品管理規則の一部を改正する規則

枚方市物品管理規則（平成18年枚方市規則第34号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「第4項」を「第5項」に改め、同条第3項を次のように改める。

- 3 物品出納員は、会計課長、教育委員会総合教育部新しい学校推進室課長（以下この条において「新しい学校推進室課長」という。）及び教育委員会総合教育部中央図書館長（以下この条において「中央図書館長」という。）をもって充てる。ただし、当該物品出納員に充てられた者が欠けたとき又は市長が特に必要があると認めるときは、当該物品出納員と同一の所属の課長代理の職にある者をもって充てるものとする。

第3条第4項中「前項」を「第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

- 4 物品出納員の担当事務は、次の各号に掲げる物品出納員の区分に応じ、当該各号に定める物品の出納又は保管の事務とする。

- (1) 会計課長 次号及び第3号に定める物品以外の物品
- (2) 新しい学校推進室課長 枚方市立の小学校及び中学校並びに幼稚園に属する物品
- (3) 中央図書館長 枚方市立の図書館に属する図書

第3条に次の1項を加える。

- 6 第3項の規定により物品出納員に充てられた者又は前項の規定により物品出納員に任命された者が市長の事務部局以外の執行機関等の職にある職員である場合は、その職にある間、市長の事務部局の職員に併任された者とみなす。

第4条第4項中「課長の職(市長の事務部局以外の執行機関等に置かれる職にあつては、それに相当する職をいう。)」を「課長の職(市長の事務部局以外の執行機関等に置かれる職にあつては、それに相当する職)」に、「課長代理の職(市長の事務部局以外の執行機関等に置かれる職にあつては、それに相当する職をいう。)」を「課長代理の職(市長の事務部局以外の執行機関等に置かれる職にあつては、それに相当する職。以下この項において同じ。)」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該物品管理者又は物品取扱員に充てられた者が欠けたとき又は市長が特に必要があると認めるときは、物品管理者については同表に規定する課長代理の職を、物品取扱員については同表に規定する係長の職（市長の事務部局以外の執行機関等に置かれる職にあつては、それに相当する職）にある者をもって充てるものとする。

第5条第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 販売用物品（販売を目的とする物をいう。以下同じ。）

第6条中「、会計管理者が特に指定するもののほか」を削り、「が50万円以上」を「又は評価価格が1件50万円以上」に、「（寄附物品にあつては、会計管理者が定めるものに限る。）」を「及

び車両（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車をいう。以下同じ。）」に改める。

第7条の見出し中「備品」を「物品」に改め、同条中「、1件3万円以上の備品について」を削り、「備品管理台帳」を「物品管理台帳」に改め、同条に次の2項を加える。

2 物品管理者は、所管する物品が生じたときは、直ちに物品出納員に対し、当該物品の物品管理台帳への記録を求めなければならない。

3 物品出納員は、第1項及び前項の規定にかかわらず、次に掲げる物品の物品管理台帳への記録を省略することができる。

(1) 第5条第1号に規定する備品（車両を除く。）のうち、取得価格又は評価価格が1件3万円未満のもの

(2) 第5条第2号から第4号までに規定する物品

第10条の見出し中「等」を削り、同条第2項を削る。

第11条の見出し中「返納」を「処分」に改め、同条中「に係る物品」の次に「（第7条第3項の規定により物品管理台帳への記録を省略されたものを除く。）」を加え、「あらかじめ」を削り、「に係る回議書により物品出納員の決裁を得て、物品出納員に引き渡さなければ」を「の決定を行い、当該物品を廃棄その他の方法により処分しなければ」に改める。

第11条に次の1項を加える。

2 前項の規定により不用物品の処分の決定を行った場合においては、物品管理者は物品出納員に対し、物品管理台帳から当該不用物品の記録を削除することを求めなければならない。

第12条中「、物品出納員の決裁を得て」を削り、同条後段を次のように改める。

この場合において、物品管理台帳に記録されている物品については、元の所管課の物品管理者は物品出納員に対し、当該物品の所管に係る物品管理台帳の記録を変更することを求めなければならない。

第13条の見出し中「備品」を「物品」に改め、同条中「備品表示票」を「物品管理台帳に記録されている物品について、表示票」に、「備品」を「物品」に改める。

第14条第1項中「当該物品の備品管理台帳からの削除及び廃棄につき、物品出納員の決裁を得なければ」を「物品管理台帳に記録されている物品については、物品出納員に対し、物品管理台帳から当該物品の記録を削除することを求めなければ」に改め、同条第2項を削る。

第15条第1項中「翌年度の4月30日」を「物品管理台帳に記載されている物品については、翌年度の5月31日」に改め、同条第3項中「販売を目的とする物品」を「販売用物品」に改める。

附 則 [令和4年3月31日公布]

この規則は、令和4年4月1日から施行する。